



## 国際連合主催の2001年小型武器会議に向けて コンセンサス(無投票)採択が期待される「行動計画」

新井 勉

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター主任研究員

### 1 はじめに

一般に拳銃、自動小銃、機関銃から迫撃砲、携帯用対戦車ミサイルまでを含む武器を小型武器と総称<sup>(1)</sup>している。一人又は数人で操作でき、携帯が可能な兵器である。特に冷戦終了後、アフリカ各地、コソボ、東チモールなどの局地的あるいは内戦型紛争で主要な武器として用いられ、多数の犠牲者や甚大な被害を出してきた。その小型武器の非合法取引を規制し、余剰な武器の回収・廃棄や過剰な蓄積の予防など広範な議題について議論するための国連の会議<sup>(2)</sup>(以下「2001年国連会議」又は単に「国連会議」と略す)が、来る7月9日より20日までの2週間、ニューヨークの国連本部において開催される。その準備のための最終会合(第3回準備委員会)が3月後半に国連本部で開かれ、7月の国連会議に提出する諸文書を採択した。これらの文書の中には、会議の手續規則に関する案文や会議での採択が期待される最終文書の中核となる「行動計画」草案<sup>(3)</sup>などが含まれている。2001年国連会議では、冒頭に行われる議長選出や手續規則の採択に続いて、参加国(国連加盟国)の閣僚クラスの代表による演説が行われ、その後、準備委員会から報告される上記「行動計画」草案を土台にしてコンセンサス採択を目指した最終文書の起草作業が行われることになる。

本稿は、2001年国連会議の開催を間近に控えて、今なぜ小型武器なのか、小型武器の規制問題について国連を始めとする国際社会、国家、地域等においてこれまでど

のような取り組みが行われてきたのか、我が国はどのような役割を果たしてきたのか、また、将来果たしていくべきなのか、そして、これまでの準備委員会での討議内容から見て国連会議では何が主要な論点となるのか、などについて整理し、国連会議の将来的意義を考察するものである。

### 2 今なぜ小型武器なのか

軍備管理・軍縮に関する審議や交渉は、これまで核、化学、生物兵器という大量破壊兵器の軍縮・不拡散問題、及び、弾道ミサイルなどの運搬手段の規制問題に焦点が当てられ、それ以外つまり通常戦力や通常兵器については一部の地域(欧州)を除いて実質的な議論や交渉の対象外となってきた。特に小型武器についてはこれまで軍縮論議の対象とされたことはなく、ほとんど国際的な規制もない状況が続いてきた。小型武器の軍備管理を困難にしてきた要因としては、小型武器が通常は国家の安全保障の根幹にかかわるものでなくミリタリーバランスの構成要素とは見なされていなかったこと、生産や移転について包括的なデータがこれまでなかったこと、多くの国(70カ国以上<sup>(4)</sup>)で生産が可能なため製造技術の移転規制を図っても余り意味がないこと、そもそも非合法な取引が少なくなく取引の正確な実態が掴みにくかったこと、冷戦終結後アフリカ等の地域を中心に需要が高まったこと、などの諸般の事情<sup>(5)</sup>があると考えられる。

そうした野放しの状況の中で、東西冷戦時代を通じ、また、冷戦終結以降の軍備削減傾向に伴って、小型武器が主に北半球の大国から治安能力や統治能力に欠けているアフリカ諸国を始めとする途上国や反政府勢力に大量<sup>(6)</sup>に流れ、冷戦後に頻発した内戦型地域紛争の中で数え切れない殺傷や破壊行為が繰り返されてきた。そうした悲惨な状況が、CNNなどの報道、人道や難民問題等を扱っている非政府組織（NGO）、国連や地域機関の活動を通じて、1990年代半ば頃から少しずつ国際社会や西側諸国の市民社会の関心を引き起こし、武器供給国側、武器需要国側の双方を含めた包括的かつ国際的な対応が必要であるとの認識が広まってきた。1995年にブトロス・ガリ国連事務総長が「平和のための課題・追補」報告書<sup>(7)</sup>の中で、小型武器問題や対地雷問題への取り組みの重要性を訴えた背景には、そのような時代の潮流なり要請があったと思われる。

小型武器の地球的蔓延によって引き起こされてきた深刻な問題は、軍備管理・軍縮の従来的概念ではとらえ切れないもので、国家の（軍事的）安全保障や軍縮問題というよりもむしろ、人命の尊重、人間の尊厳から教育や開発問題までも包摂する広い意味での人間の安全保障<sup>(8)</sup>にかかわってくる問題である。そして、地域的、内戦型の紛争の激化防止、これらの紛争の未然防止という視点からみても大きな意義のある今日的課題であると言ってよい。推測の域をでないものではあるが、小型武器の年間推定世界貿易額約100億米ドル<sup>(9)</sup>は、世界軍事費総計約8500億米ドル（年間）に比べて、金額的には注目するほどではないが、安く長持ちし誰でも使える小型武器の氾濫に悩む多くの国々にとって、人道的な側面のみならず、紛争と貧困の悪循環を断ち切るためにも、小型武器をどのように規制し、余剰な武器を回収・廃棄していくのが重要な課題である。また、2001年国連会議に対しては、小型武器の被害国・地域の関心のみならず、欧州連合（EU）を軸とする西側諸国の関心も高くなっている。これは、紛争における一般市民の被害への関心の高まり、グローバル化に伴う社会的弱者の問題への認識の高まり、などの最近の思考傾向を反映しているものと

も考えられる。

### 3 国連の取り組み

上述のブトロス・ガリ国連事務総長報告「平和のための課題・追補」が発表された1995年の秋の国連総会で、日本は小型武器問題に関する研究を行うための政府専門家パネルの設置を提案する決議案<sup>(10)</sup>を提出し、同決議案は圧倒的多数の支持で採択された。その決議の要請に従って、翌96年に16カ国の政府専門家から成るパネルが設置され、日本の堂之脇光朗元軍縮代表部大使（現外務省参与）が議長を務めた。この専門家パネルは1997年に小型武器削減と予防のための措置など23の勧告を含む報告書を国連に提出し、その中で、小型武器の非合法取引の規制を目的とする国際会議の開催を提言<sup>(11)</sup>した。また、パネル提言をフォローアップするために1998年に設置された国連小型武器政府専門家グループ（議長は専門家パネルと同じく堂之脇外務省参与）は、1999年に27の追加勧告を盛り込んだ報告書<sup>(12)</sup>を提出した。同報告書の勧告には、小型武器の製造の段階から刻印<sup>(13)</sup>などの標識を付すこと、刻印のない武器の製造、貯蔵、取引を禁止することなどの新たな提言がなされている他、2001年国連会議の目的や検討範囲等についての提言も含まれている。

この専門家グループの報告書が提出された1999年秋の国連総会において、日本は、同報告書の承認、2001年6月又は7月に小型武器の非合法取引に関する国際会議を開催するとの決定及び準備委員会の設置の決定などの項目（パラグラフ）を盛り込んだ決議案を提出し、同決議案は大多数の支持を受けて採択<sup>(14)</sup>された。更に昨年（2000年）秋の国連総会において、日本は、2001年国連会議の開催場所と具体的時期について意見の食い違う国、地域グループの間の調整を行い、場所をニューヨークとし、時期を2001年7月9日より20日とするとの内容の決定案<sup>(15)</sup>を提出し、同決定案は無投票（コンセンサス）で採択された。

国連における軍縮問題の討議は、国連総会中の毎年10月から11月にかけて開かれる第一委員会（軍縮と安全保障担当委員会）の場で、各国が提出する諸決議案を検討

するという形で行われてきた<sup>(16)</sup>。軍縮問題には従来あまり関与してこなかった国連の安全保障理事会でも1990年代後半になってからは、安保理決議や安保理議長声明という形で小型武器問題に関心を示し始めた。1998年には小型武器の回収や非合法取引に関する情報収集について国連事務総長に努力するよう求める安保理決議（決議1209）が採択され、また、1999年には平和維持状況下での軍縮、武装解除及び元戦闘員の社会復帰（3つを総称して“DDR”と略す<sup>(17)</sup>）に関する安保理議長（マレーシア）声明<sup>(18)</sup>及び小型武器に関する安保理閣僚会合での議長（オランダ外相）声明<sup>(19)</sup>も発出された。このような安保理での動きは、小型武器問題に対して主要国を始め世界各国の外務大臣を含む高い政治レベルの関心を集めるようになった理由の一つと言える。

#### 4 地域的な取り組み

地域的な取り組みについては、次の4つのタイプ、即ち、法的拘束力のあるもの、行動規範乃至行動指針（ガイドライン）を定めたもの、宣言的なもの、行事的なもの即ちワークショップやセミナーの開催、に大別される。

- ・ 法的拘束力のあるものとしては、代表的なものに、1997年米州機構（OAS）加盟諸国が署名した銃器の非合法製造、取引を規制する条約がある。国際的なものとしては最近（本年3月2日）ウィーンでの交渉で合意された銃器議定書<sup>(20)</sup>がある。
- ・ 行動規範的なものとしては、1998年6月に採択された欧州連合（EU）の行動規範や2000年11月に採択された欧州安全保障協力機構（OSCE）文書がある。
- ・ 宣言的なものとしては、2000年11月のブラジリア（ブラジル首都）宣言や2000年12月のバマコ（マリ首都）宣言があげられる。特にバマコ宣言については、簡潔かつよくできた文書であり、小型武器問題については最も被害が深刻でいわば震源地とも言ってもよいアフリカ地域で最近採択された宣言であり、準備委員会議長（モザンビーク国連大使）の出身地域であることも反映してか、行動計画草案の一つの主要な基礎になっている。

- ・ 地域的なワークショップやセミナーについては、ここ数年来、欧州、中南米、アジア、アフリカなど世界各地で開催されている。1998年以降だけでも、カメルーン、グアテマラ、リマ（ペルー首都）、ロメ（トゴ首都）、アジスアベバ（エチオピア首都）、スリランカ、ジャカルタ（インドネシア首都）、東京、ラップランド（フィンランド北部）、ロンドン、オランダ、プノンペン（カンボジア首都）、ジュネーブ等々世界各地で開催され、小型武器の不正取引の規制に対する取り組みや2001年国連会議に向けての予備的な議論が続けられてきている。このような地域のイニシアティブや努力をリストアップした文書を現在国連事務局が取りまとめ中であり、7月の国連会議で採択される行動計画あるいは最終文書の付属文書として添付される予定である。

なお、アジア地域については、1997年のASEAN閣僚会議で「国境を越えた犯罪」を討議する枠組みの中で小型武器問題が初めて関心事項となった。「国境を越えた犯罪」とは、テロ活動、麻薬取引、武器密輸、マネーロンダリング（貨幣洗浄）、海賊などであり、情報交換、国境管理や税関規制の強化、地域間での協力などについての議論が始まっている。東南アジア地域を中心として安全保障問題の対話の場として設置（1994年）されたASEAN地域フォーラム（ARF）においても、会期間会合の一環として2000年10月末に韓国の首都ソウルで「国境を越えた犯罪」に関する専門家会合が開催され、小型武器問題について初めて一つの独立したテーマとして議論された。そのフォローアップとして本年4月中旬にはクアラルンプール（マレーシア首都）で再度専門家会合が開催された。また、日本の財政的支援の下で2000年5月には日本、インドネシア、国連（国連アジア・太平洋地域平和・軍縮センター）の共催の下、ジャカルタで「地域セミナー」が開催された他、同年6月には日本が主催して東京で「地域ワークショップ」が開催され、小型武器問題に焦点をあてた有意義な議論が展開された<sup>(21)</sup>。更に、本年（2001年）2月にはプノンペンでARF通常兵器信頼醸成セミナーが開催（日、カナダ、カンボジアの共

同議長)され、アジア地域の専門家だけでなく国連軍縮局職員も参加し、通常兵器に関する国連軍備登録制度<sup>(22)</sup>及び小型武器問題を議題として活発な議論が行われた。アジア地域においては、小型武器問題を安全保障の対象として討議する風潮はアフリカ、中南米などの地域と比べてこれまでは低かったが、特に紛争終了後の治安維持、「国境を越えた犯罪」の不可分の一体という視点からこの問題への関心が高まりつつあり、2001年国連会議に向けた先の第3回準備委員会での実質審議においても、スリランカ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、カンボジア、インドなどが積極的に発言していたことが印象的である。

## 5 日本の取り組み

上述してきたように、日本は、1995年の国連総会での決議提出以来、国連政府専門家パネルや政府専門家グループで議長(堂之脇外務省参与)を務めたり、1996年以来東京で小型武器ワークショップを開催するなどの地道な取り組みを行ってきた。また、国連や国連開発計画(UNDP)が行ってきたマリ、シエラレオーネ、アルバニアなどでの紛争後の武器回収や復興開発活動に財政的支援を行った他、国連内の既存の基金(グローバル・地域軍縮信託基金)に小型武器問題解決を目的として187万ドルの拠出を行ってきている。

また、2000年7月に開催された主要8カ国(G8)首脳会議(九州・沖縄サミット)では、開催国日本の主導の下で「紛争予防に関する宮崎イニシアティブ」に関する文書に合意した。「宮崎イニシアティブ」とは、紛争予防への取り組みとして5つの分野<sup>(23)</sup>に分けて処方箋を示したものである。小型武器問題は、紛争手段の規制という視点から取り上げられ、採択された文書には、2001年国連会議の成功に向けた努力、抑圧や他国の侵略に使用される明確な虞や危険(RISK)がある場合には武器輸出の許可をしないこと、余剰の小型武器の回収・破壊の取り組みに財政的、技術的支援を自発的におこなうこと、などの点が盛り込まれている。(日本を除いては)米国、ロシアを始め武器輸出主要国であるG8諸国が、小

型武器規制問題について単なる総論賛成ではなく、具体的な方向性や指針を示したことには大きな意義がある。

しかし、アジア地域でのこの問題への取り組みは未だ実践的なものではなく、本年(2001年)中にも開始される予定のカンボジアでの武器回収・破壊と開発とを結びつける試みは、WEAPONS FOR DEVELOPMENT(略してWfD)と呼んでいるもので、小型武器問題解決に向けての実践的軍縮という意味で最初のテストケースになる。昨年(2000年)初夏に欧州連合(EU)の出先機関(ASAC<sup>(24)</sup>)が行ったカンボジア2州での現地調査結果を基にして、EUはカンボジア政府の小型武器に関する法規制整備努力への支援、カンボジア2州での武器回収・管理・廃棄等に関するパイロット・プロジェクトを実施すべく作業を進めており、日本もそれに協力する形で、武器回収の見返りとしての開発に焦点を当てたプロジェクトを企画中である。このプロジェクトについては、カンボジア政府の要請もあって国連事務局(軍縮局)から本年(2001年)1月に現地に調査団が派遣され、国連としてのこのプロジェクトへの関与の仕方について検討されている。

カンボジアの場合には紛争終結後かなり時間がたっているが、地域社会での治安状況を改善し、地域住民と警察・治安部隊との間の信頼関係を築いていく必要があり、その一助として日本の交番システムの紹介、導入も企画されている。また、武器が回収された後の警察官のトレーニングを含む治安の維持、道路などのインフラの整備、学校の建設を含む開発への支援を(武器回収の対価として)現地NGOとも協力しながら提供することを検討中である。

## 6 行動計画の起草作業

2001年国連会議に向けて合計3回の準備委員会がニューヨークで開催された。第1回準備委員会は2000年2月28日~3月3日、第2回準備委員会は本年1月8日~同月19日、第3回準備委員会(最終回)は本年3月19日~同月30日に行われた。ここでは、準備段階の最終会合となった第3回準備委員会での行動計画草案に関する実

質審議の方向性と主な争点に的を絞って記述する。なお、同準備委員会の最終日となった3月30日に、7月の国連会議の議長問題について、コロンビアのレイエス寿府(ジュネーブ国際機関)代表部大使(元コロンビア外相)を議長に推薦すること、主たる副議長としては日本の堂之脇外務省参与を推薦することなどが合意された。第3回準備委員会では、準備委員長(ドスサントス・モザンビーク国連常駐代表)が提示した行動計画草案を土台としてかなりの時間をかけた議論が行われ、準備委員会終了間際になってようやく第一読を終了した。同議長案は、4つの章(セクション)に分かれ、序文(第1章、計20の段落)、小型武器の規制と回収・廃棄等に関する規範や措置(第2章、計39の段落)、国際的協力と支援(第3章、計18の段落)、国連会議のフォローアップ(第4章)から構成されている。小型武器問題の世界的な関心の高さを反映して、多くの参加国からほぼすべての段落にわたって非常に多岐にわたる修正案、追加提案が出されており、7月の2週間の会議で、行動計画案がどのように収斂していくのかを現時点で見通すのはかなり難しいが、敢えて主要な論点や争点に関する討議の行方について推察してみた。なお、第3回準備委員会中に一般公開された本会議で、英国代表団は、本年2月13日に英国主催の下ロンドンで開催された小型武器に関するワークショップにおいて、クック英外相が国際武器放棄基金<sup>(25)</sup>を創設する提案をしたことを紹介する演説を行った。

### (1) 序文(又は前文)

この箇所は政治宣言的な部分に相当するところである。ごく簡潔に言えば、小型武器問題が国際社会、地域社会、国家、個人(児童兵<sup>(26)</sup>の問題を含む)にもたらしている深刻な悪影響を懸念し、テロ、組織犯罪、麻薬、鉱物資源と小型武器の無秩序な拡散との関係を考慮し、国連憲章の関連規定、最近ウーンで合意された銃器議定書と7月の国連会議との相互補完関係などに言及し、国際協力・支援の必要性を認識し、これまでの地域的努力を歓迎し、非政府組織(NGO)の貢献に触れ、小型武器の非

合法的取引を防止しそれと闘っていくための決意を表明するものとなる。この部分については多くの国より様々な追加的要素を盛り込もうとの動きはあるが、内容的には根本的に対立する点は少なく、また、全体としては簡潔でインパクトのある宣言にしようとの大きな流れと暗黙の了解があると思われるので、起草作業に時間をかければ合意文書の作成はそれほど困難であるとは思われない。

### (2) 具体的な規範あるいは措置

この部分は行動計画のコア(中核)となる。議論の土台となった議長草案は、過去の(第1回及び第2回)準備委員会で示された各国の様々な見解を踏まえて議長個人の資格で作成されたもので、最大公約数的な内容のものとなっている。しかし、欧州連合(EU)、カナダ、米国、アフリカ諸国、中南米諸国、アラブ連盟諸国、東南アジア諸国、インド、中国、ロシア等の間で、それぞれの地域や国家の事情もあって、国連会議に寄せる期待や目標には依然としてかなりの隔たりがあり、各々の提案内容にもかなりの違いがある。特に、武器の輸出規制あるいは輸出基準に関してどこまで詳細な措置を設けるのか、武器の刻印の方法、武器取引の透明性の向上と武器の流れの追跡能力を高めるための措置、武器の製造・保管・輸出入等に関するデータの管理問題、武器取引仲介人(ブローカー)の規制に関する措置、などの項目については、意見や立場の隔たりが大きく、上述した国家、地域、グループの間でこれらの鍵となる要素、項目について何らかの妥協が成立するか否かがこの部分の起草作業の焦点になるとと思われる。

### (3) 国際的協力及び国際的支援

この部分は、すべての国に関係する国際的協力の側面と、主として国連その他の国際機関や支援能力のある特定の国家から小型武器被害国(affected states)に対して供与する国際的支援の側面、という2つの側面に分けられる。前者は、第2章(上記(2))で列挙される具体的規範や措置を実施していく際に、個々の国家の努力だ

けではできない部分について、例えば、武器の製造・保管・輸出入等に関する国内法規制の整備や執行、各国が採用している武器の刻印に関する情報交換、各国の税関、警察などの間での情報交換や協力関係の構築といった分野について、国際的協力や地域的協力の方針を定め、また、国家・地域・国際機関の間の相互協力について定めるものである。後者には、基本的には小型武器被害国の要請に基づいて、回収された余剰な小型武器の安全な廃棄、小型武器のしっかりした保管、また、軍縮、武装解除、元戦闘員の社会復帰（前出のDDR）等に対する主として先進国側や国際機関から当該被害国に供与される支援が含まれてくる。現在の議長草案では、これらの2つの側面が渾然一体となっているが、日本は、上述したような「協力」と「支援」という2つの概念に沿って、諸措置を整理したらどうかとの提案を行っている。この章に関しては、修辞上、文言上の問題は残されているが、国際的協力、国際的支援の必要性を疑うものはないので、内容的には大きな争点とはならないと思われる。

#### (4) 国連会議のフォローアップ

遅くとも2006年までにレビュー（再検討）会議を開催すること、2年に1回の割合で、「行動計画」の実施状況について検討するための会合を開催すること、については概ね合意されている。課題として残っている主な対立点は、小型武器の世界的な流れ又は供給ラインについて把握するための追跡（トレーシング）能力の向上に関する具体的な措置、特に法的拘束力のある国際条約の交渉開始及び特定の期限までの条約作成についてまで約束するかどうかという点であり、その問題について何らかの妥協点を見いださうかが焦点となってくる。

いずれにしても、軍縮関連会議では、「Nothing is agreed until everything is agreed」という暗黙の原則に基づいて議論や交渉が行われており、文書全体が一つのパッケージとして合意されることになると思われるので、2001年国連会議が「行動計画」を含む最終文書をコンセンサスで採択できるかどうかは、会議の最終局面まで誰にも予測できるものではない。

#### 7 おわりに

小型武器による殺傷や破壊が深刻な問題となってきたのは、地域紛争や内戦型紛争の頻発しているアフリカや中南米諸国、旧ユーゴ地域、アフガニスタンといった日本からは地理的にも政治・安全保障環境の面でも遠い地域であった。これらの地域では、欧州連合（EU）、米州機構（OAS）、アフリカ統一機構（OAU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）などが熱心な取り組みを行ってきたわけであるが、上述したごとく日本も国連でのイニシアティブを中心にヒト、カネ、チエの面でできる範囲の貢献を行ってきた。

小型武器の製造・保管・輸出入等に関する国内法制度の一層の整備、武器に関する情報管理、余剰小型武器の回収や破壊、外国からの小型武器の不法流入の防止、治安の維持、そのための警察官の訓練などは、言うまでもなくそれぞれの国の政府の行うべき問題である。しかし現実問題として、小型武器の氾濫によって深刻な被害を受けてきた国の多くは貧困と暴力のスパイラルに苦しむ途上国であり、上述したような「行動計画」草案に掲げられている措置、規範を実施していくためには、近隣諸国との協力とともに、国際機関や米国、欧州諸国、日本、カナダ、豪州などからの技術的・財政的支援を必要としている。また、被害国、被害地域の特性やニーズに合わせたきめの細かい支援を行っていくためには市民社会、特に軍縮、人道、経済社会開発などの分野で活躍している非政府組織（NGO）との協力も不可欠なものとなってくる。2001年国連会議には、国連の経済社会理事会における協議資格を有するNGOやその他の関係するNGOも多数参加（本会議での傍聴、NGO特別セッションでの発言等）する見通しである。

世界の平和と安定のためとか人間の安全保障といういわば大義名分もさることながら、世界各地で開発援助を行い、難民支援にも力を入れてきた日本としても、多くの援助関係者や海外で活躍する邦人の安全を確保しながら、効率的な支援を実施していくためには、治安の維持や紛争予防は大前提となる。その意味でも、小型武器と

いう今日の破壊手段との闘いと人道、開発支援とを結びつけた総合的な取り組みが必要とされている。まずは、2001年国連会議での「行動計画」のコンセンサス採択が当面の課題となるが、そこで決まった様々な措置のフォローアップについても日本が果たしうる役割を検討していくべきであろう。

そのフォローアップに関連して、次の4つの点に着目して、目に見える、あるいは、実際の効果が期待できる方針なり戦略を立てて見てはどうであろうか。

- ・カンボジアで実践しようとしているような「開発のための武器回収」計画あるいはそれに類似した計画を、資源の制約を考えつつ、どのような地域や国に絞って日本のイニシアティブとして、あるいは他の関心国等と共同して発案し、実施していくのか。
- ・昨年のG8サミットでの「紛争予防に関する宮崎イニシアティブ」のフォローアップという文脈のなかで、日本がどのような貢献をしていくのか。
- ・小型武器問題については特に地域的アプローチの重要性が認識されている中であって、アジアの一員として日本がどのような分野や事業で主導的役割を果たしていけるのか。この点については、「国境を越えた犯罪」という観点から小型武器規制に対する関心が高まっているASEAN地域フォーラム（ARF）の活動を今後発展させていくための一助ともなわれる。
- ・「行動計画」の実施に伴う国際的な諸活動について日本が今後どのような形で関与をしていくのか。例えば、国連での活動、具体的には小型武器に関する決議案の作成や各国間の意見調整、国連（軍縮局等）が実施することが期待されている小型武器に関する情報データの管理、他の国際機関（UNDP、国際刑事警察機構等）との協力、刻印や追跡等に関する将来ありうべき条約交渉において、どのような役割を果たしていけるのか。

(1) 小型武器の国際的に合意された定義はない。小型武器政府専門家パネル報告（1997年提出文書A/52/298）では、主に戦争の凶器としての使用を目的に軍用規格の下に製造されたものを対象とし、兵士一人で携帯し使用が可能な小兵器（small arms）（回転式拳銃、自動拳銃、突撃銃、小銃、軽機関銃等）兵士数人で運搬し使用される軽兵器（light arms）（重機関銃、携帯対空砲、携帯対戦車砲、携帯対空ミサイル等）及び弾薬や爆発物の3種類に分類している。2001年国連会議では、このパネル報告の定義（又は小型武器の範囲規定）を準用して小型武器問題を議論する予定である。

(2) 正式名称は「小型武器の非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」である。ここで「あらゆる側面」の解釈に関しては、必ずしも統一したものはない。国連加盟国の多くは、小型武器の非合法（違法）取引は合法取引から派生することが多いことから、合法的な移転に関しても議論の対象とすべきであるとの立場であるが、一部の諸国は、国家は自衛と国内治安維持のために必要な武器を保有し輸入する権利があり、右に対する規制は内政不干渉の原則に反するとして議論の対象を非合法取引に限るべしとの意見を表明してきている。

(3) 本件準備委員会文書（A/CONF.192/PC/L4/Rev1）：「行動計画」草案といっても、準備委員会議長であるモザンビーク国連常駐代表のドス・サントス大使が国連事務局等の支援の下で作成した議長草案であり、それ以下でもそれ以上でもない。即ち、第3回準備委員会で各国から提出された数多くの修正案、追加提案についての議論を反映したものではなく、同議長草案のいずれの項目についても合意が成立しているわけではない。あくまで議長個人の資格で提出された行動計画案であって、2001年国連会議の討議の土台として認識されている。

(4) 国連小型武器政府専門家グループ報告（A/54/258）パラ20参照。

(5) 前掲A/52/298及びA/54/258、また、宮下直史「小火器問題と日本の安全保障」『新防衛論集』、第27巻第2号（1999年9月号）、73頁を参照。

(6) 前掲A/54/258によれば、5億丁以上の小型武器が世界に存在すると推計されている（パラ12）。また、その内AK47（カラシニコフ）やM16などの自動小銃（突撃銃）の生産総数については、1945年から1990年までの間に5500万丁から7200万丁との推計がある（前掲A/52/298パラ35）。

(7) 「平和への課題・追補」では「ミクロ軍縮」の必要性が指摘され、その後、対人地雷問題ではカナダ等のイニシアティブで全面禁止条約（オタワ条約）が締結された。小型武器については、西アフリカのコンゴ（マリ）大統領が1993年に内戦終了後の出回っている小型武器の回収に協力して欲しいと国連事務総長に陳情したのが事の発端で、この要請に応じて事務総長の使節団がマリに派遣され、国連がこの問題に取り組むきっかけとなった。

(8) 人間の安全保障とは、1994年に国連開発計画（UNDP）によって提唱された概念である。カナダ等のアプローチは、基本的に地雷や紛争下の児童といった紛争にかかわる諸問題を主たる対象（人間の安全のためには主権を越えた介入（いわゆる人道的介入）もあり得ると主張につながるもの）としているが、我が国の場合には人間の生存、生活、尊厳をあらゆる脅威から守ることを意味するとの広い概念としてとらえており、貧困の撲滅などもその概念に含まれている。

(9) 小型武器の国際移転に関しては合法的なものでも正式統計はない。推測の域をでないと思われるが、貿易額の総計は70億から100億米ドル（年間）になり、闇市場での取引の推定額（年間）としては20億～30億米ドルとの数字がある。また、数十年もの長い間使える兵器であることから、アフリカ諸国ではカラシニコフAK47（新品は一丁2000～3000米ドル）が中古になると一丁15ドルで、あるいはトウモロコシ一袋と取り引きされているとも言われる。Jeffrey Boutwell and Michael T. Klare, "A Scourge of Small Arms", Scientific American, June 2000

[<http://www.sciam.com/2000/0600bottwell.html>]参照。

(10) 1995年6月に長崎で開催された国連軍縮会議において、日本は小型武器に関する専門家パネルの設置を提案しており、この提案を同年秋の国連総会で決議案の形で提出し、賛成140、反対0、棄権19で採択された。この決議において、専門家パネルに委託した任務は次の三点：(i)国連によって扱われている紛争において実際に使用される小型武器のタイプ、(ii)非合法的な生産及び貿易を含む小型武器の過剰な蓄積と移転の特徴と原因、(iii)紛争を激化させるような小型武器の過剰な蓄積と移転を防止し削減させる方策。

(11) 前掲A/52/298、パラ80(k)。

(12) 前掲A/54/258。

(13) 刻印 (marking) とは、個々の武器の銃身等に刻まれるマーク。製造国名、製造者名、シリアル・ナンバー等々のデータが刻まれているので、その記録を正確に管理することで個々の武器の追跡を行うための重要な手段となる。最新の方法としては、電磁マーキング、超音波マーキング、電子チップ、レーザー刻印などの技術があると言われる。

(14) 1999年国連総会決議A/RES/54/54Vは、賛成119、反対0、棄権2で採択。

(15) 2000年国連総会決定A/DEC/55/415は、コンセンサスで採択。

(16) 国連では、総会の他に、1979年以来毎年5月頃開かれる国連軍縮委員会が軍縮に関する審議 (deliberation) の場としてあるが、ここでは言及を省略した。なお、1978年の第1回軍縮特別総会での合意 (最終文書) に基づいてジュネーブに設けられた軍縮会議 (CD) があるが、CDは機能的には国連と独立した多数国間の軍縮交渉機関である。

(17) 英文ではDisarmament, Demobilization, Reintegrationであり、頭文字をとってDDRと称されている。国連平和維持活動 (PKO) の任務には、紛争終了後の治安の安定化や紛争の再発防止に役立つと考えられているこのDDRに関する任務が盛り込まれることが多くなっている。

(18) 議長声明S/PRST/1999/21。

(19) 議長声明S/PRST/1999/28。

(20) 銃器議定書 (Firearms Protocol) の交渉は、国連国際組織犯罪条約交渉の一環としてウィーンで行われてきたもので、各国の警察、司法などの法執行分野の専門家が参加し、本年 (2001年) 3月2日に妥結・採択され、本年秋の国連総会に提出される予定である。議定書という名の示すとおり銃器取引等を規制する法的拘束力のある国際条約である。これに対して2001年国連会議では、法的拘束力のある文書の作成は意図しておらず、あくまでもすべての参加国 (即ち国連加盟国) にとって政治的拘束力のある宣言的文書の作成を目指す点で異なる。両者は相互補完関係にあるものと考えられている。

(21) アジア地域セミナーについては、小型武器不法取引に関する2000年8月提出の国連事務総長報告 (A/55/323) 等参照。2000年7月に行われた九州・沖縄サミットの際にG8諸国が合意した宮崎イニシアティブについても同報告に言及がある。

(22) 通常兵器に関する国連軍備登録制度とは、1991年国連総会において採択された「軍備の透明性」に関する決議に基づいて、翌92年に国連に設置されたものである。冷戦終焉直後の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定化を招き、武力行使につながったとの反省も踏まえて、兵器移転を中心とする軍備の透明性・公開性を向上させ、各国の信頼醸成を図ろうとするものである。具体的には、各国は毎年5月末を期限として、その前年の7つのカテゴリーの兵器の輸出入に関する情報を国連に文書で報告し、国連事務局が毎年の総会において各国からの情報を取りまとめた文書を配布している。毎年主要な武器輸出国を含む90カ国以上の国が参加している。7つのカテゴリーとは、戦車、装甲戦闘車両、大口径火炮システム、戦

闘用航空機、攻撃ヘリ、軍用艦艇、ミサイルとミサイル発射装置である。

(23) 5分野とは、小型武器、ダイヤモンドの不正取引、紛争と開発、紛争下の児童、国際文民警察。小型武器は紛争の手段、ダイヤモンドは紛争の資金源であり、これらの規制は、紛争の継続を困難にするための取り組みといえる。

(24) ASACとは、Assistance for curbing Small Arms and light weapons in Cambodia の略称であり、1999年11月に「European Council」の決定で設置され、2000年初夏にカンボジアの2州 (プルサット州とクラティエ州) において小型武器問題の現地調査 (フィージビリティスタディ) を実施した。その調査によると、これらの州では治安の悪さ、警察等への信頼の欠如もあって平均3世帯に武器一丁が保有されているが、WfD計画に対してはカンボジア政府や地元の理解と意欲があるので、計画を実施する意義はあるとしている。

(25) 2001年2月13日ロンドンのランカスターハウスで西側各国の政府関係者及び専門家を中心に招待して開催された小型武器問題に関するブレンストーミング会議において、クック英外相は、International Arms Surrender Fundの設置を提案し、国連開発計画 (UNDP) 乃至世界銀行などに同基金の管理・運用を委ねたいとの意向を示唆した。

(26) 児童兵に関しては、1999年までの時点で、30万人以上の児童 (16歳未満) 兵が小型武器が用いられている武力紛争に動員されてきたとの推計がある。(前掲A/54/258、パラ15参照)

(財) 日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs